部長及び参事官　　警務発第1222号
殿　　令和８年10月２日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止対策に関するガイドラインの制定について（通達乙）

令和７年６月11日に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第63号）」が制定され、厚生労働省から求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止対策に関する指示が示されたところ、県警察における見出しの防止対策として、別添のとおり「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止対策ガイドライン」を制定したので、適切な運用を行われたい。

別添

求職者等に対する
セクシュアルハラスメント防止対策ガイドライン

令和８年９月
高知県警察

第１　総則

１　目的

本ガイドラインは、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第63号）」に基づき、採用活動等におけるセクシュアルハラスメント（以下、「セクハラ」という。）その他の不適切な言動を防止するため、県警察の採用活動等の運営方法、実施体制、連絡手段、相談体制及び違反時の対応等について定めることを目的とする。

２　用語の定義

(1)　求職者等

ア　求職者（県警察の求人に応募する者）

イ　求職者以外の者であって、県警察の実施する職員の採用に資する活動（以下、「採用活動」という。）に参加する者

(2)　求職活動等

求職者等が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動をいう。

なお、ＳＮＳ等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものを含む。

(3)　採用活動

県警察の実施する職員の採用に資する活動全般をいう。

採用活動、求職活動等の対象となる活動例は次のようなものがある。

ア　職員等採用試験

イ　職員採用選考（会計年度任用職員を含む。）

ウ　就職説明会（採用イベント、職場見学等を含む。）

エ　内定・採用決定に関する手続き（合格後の面接、説明会等を含む。）

オ　職員募集に関する各種広報活動

(3)　求職者等に対するセクハラ

職員による性的な言動（性的な内容の発言及び性的な行動）により求職者等の求職活動等が阻害されるものをいう。

求職活動等におけるセクハラは、同性に対するものも含まれる。

また、被害を受けた者の性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず対象となる。

(4)　職員

採用活動に参加する者

(5)　所属長

採用活動を実施する所属の長

第２　求職者等対する禁止事項

職員は求職者等の求職活動等に際し、セクハラ及びその他の不適切な言動を行ってはならない。

また、セクハラに限らず、あらゆるハラスメントやこれに類する行為を行ってはならない。

求職活動等におけるセクハラの例は次のようなものがある。

(1)　スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること。

(2)　卑猥な冗談を交わすこと。

(3)　性別特有の生理機能を話題にすること。

(4)　性的な経験や性生活について質問すること。

(5)　性別による固定観念や役割分担を押しつけること。

(6)　性的指向やジェンダーアイデンティティをからかいやいじめの対象としたり、本人の承諾なしに第三者に漏らしたりすること。

(7)　ヌードポスター等を会場等に貼ること。

(8)　雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること。

(9)　身体を執拗に眺め回すこと。

(10)　食事やデートに誘うこと。

(11)　性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙・メールを送ること。

(12)　身体に不必要に接触すること。

(13)　性的な関係を要求すること。

第３　求職活動等のルール

１　実施時間

原則として８時30分から17時15分までの間に実施し、求職者等に対して事前に周知するものとする。

やむを得ず、これ以外の時間に実施する必要がある場合は、所属長の事前承認を得た上で、原則として複数の職員により対応し、求職者等の安全性及び透明性を確保すること。

２　実施場所

対面実施による求職活動等は、原則として県警察が管理する庁舎内で実施し、求職者等に対して事前に周知するものとする。

やむを得ず、庁舎外で実施する必要がある場合、又は試験・選考の公平性確保等の観点から事前に実施場所を周知することが適切でない場合は、所属長の事前承認を得た上で、複数の職員により対応する等により、安全性及び透明性を確保すること。

職員又は求職者等の自宅、ホテルの宿泊室、飲食店、カラオケ、車内その他安全性及び透明性を確保し難い場所での求職活動等は実施してはならない。

3　実施体制

求職活動等は、原則として複数の職員で対応するものとする。

やむを得ず、職員１人での対応が必要な場合は、所属長の事前承認を得た上で、次の要件を満たすことにより安全性及び透明性を確保すること。

また、インターンシップ等の受け入れを行う場合は、受け入れ責任者等を明確化すること。

(1)　見通しが確保されたオープンスペース等で実施すること。

(2)　実施日時、実施場所、対応者を事前に所属長に報告すること。

(3)　実施後に、概要記録（日時、場所、対応者、概要等）を作成し、所属長に報告すること。

4　オンラインによる求職活動等

オンラインにより求職活動等を実施する場合は、原則、県警察が契約したオンライン会議ツール（Ｚｏｏｍ等）を使用するものとする。

やむを得ず県警察が契約したオンライン会議ツール以外のツールを使用する場合には、実施日時、対応者及び使用ツールを事前に所属長に報告し、事前承認を得た上で実施すること。

5　連絡手段

職員から求職者等への連絡手段は、次に掲げる手段に限定するものとする。

職員は、私用メール、個人携帯電話番号、個人のＳＮＳアカウントを用いて求職者等と連絡し、又は交流をしてはならない。

また、採用活動等に不必要な求職者等の連絡先（ＳＮＳアカウントを含む。）を取得してはならない。

(1)　高知県職員採用試験等申込システム

(2)　採用活動等を実施する所属の代表メール

(3)　採用活動等を実施する所属の電話（所属の固定電話及び携帯電話）

(4)　高知県電子申請サービス

(5)　県警察が契約したオンライン会議ツール（Ｚｏｏｍ等）

第４　相談窓口等

1　相談窓口の設置及び周知

求職者等からの相談を受け付ける窓口（以下、「相談窓口」という。）を次のとおり設置し、求職者等に対してホームページ、募集要項、説明会資料

及びその他の方法により事前に周知するものとする。

(1)　高知県警察本部警務部警務課又は県民支援相談課
　　088－826－0110

(2)　高知県人事委員会事務局
　　088－821－4588

2　相談を受けた場合の対応

相談窓口は、相談窓口に相談した求職者等（以下、「相談者」という。）のプライバシーを保護し、名誉やその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を遵守しなければならず、情報共有は真に必要な範囲に限定するものとする。

なお、相談者が所属する教育機関等の関係者から情報提供があった場合には、当該関係者と相談窓口が連携し、適切な対応を行うこと。

第５　ガイドライン違反が疑われる場合の対応

1　セクハラ等が確認された場合の措置

相談窓口及び所属長は、本取扱いに違反することが疑われる事案の報告を受けた場合は、速やかに県本部警務課に報告するものとする。

事案の報告を受けた県本部警務課は、セクハラ等の被害者、行為者その他必要に応じて他の職員から速やかに事実関係の調査を行うこと。

なお、セクハラ等を認定した場合は、速やかに、事案の内容や状況に応じて、被害者に対する配慮のための措置（行為者からの謝罪、被害者と行為者を引き離すための対応及び再発防止に向けた措置）を講じること。

行為者に対しては、関係規程（服務規程、懲戒処分基準その他これらに準ずる定め）に基づき、懲戒処分その他適切な措置をとること。

2　不利益取扱いの禁止

所属長は、職員が事実関係の確認等に協力したこと、又は相談等を理由として、当該職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

また、求職者等が相談を行い、又は事実確認等に協力したこと等を理由として、求職者等に対し不利益な取扱いをしてはならない。

第６　その他

所属長は、本ガイドラインに基づき作成した記録は、プライバシーに配慮し、取扱者を限定した上で適切に管理すること。